



# 重要なお知らせ

令和6年4月1日から人の運送をする不定期航路事業の取扱いが大きく変わりました。

事業を行う際に関係のある「海上運送法」などの法律が改正されました。改正のポイントは、下記のとおりです。

## 1. 届出事業から登録制に移行します。（令和7年4月から）

- ① 令和7年度からの移行期間内（2年間）の間に登録手続きを行う必要があります。  
手続きを行わない場合は、令和9年4月から事業が行えなくなります。  
※移行手続き方法等については、令和6年秋以降にお知らせする予定です。

- ② 移行に伴い、「**事業停止**」や「**事業取消**」など行政処分の対象となります。

## 2. 安全統括管理者・運航管理者の業務を行うには、試験に合格し、資格者証を取得する必要があります。（令和7年度試験開始予定）

- ① 安全統括管理者、運航管理者の業務を行う場合には、資格者証が必要となります。  
※資格者証は有効期間2年で、2年ごとに試験を受ける必要があります。

- ② 資格者証を保有するためには、それぞれ試験を受けて合格する必要があります。  
※試験は令和7年度以降、順次開始されます。試験問題の例を事前に周知します。

- ③ 運航管理業務を代行する者についても**運航管理者証の資格が必要**となります。

- ④ 運航管理補助者は、**運航管理者の指揮監督下で業務**を行うことになります。

- ⑤ 乗船時間中の船長は、運航管理者との兼務は**原則禁止**となります。

※一定の条件を満たす場合には、特例として兼務を認めることを検討中です。

## 3. 令和8年4月以降も引き続き船長として乗船する場合には、講習の受講、修了試験の合格と免許証の切り替え（免許申請）が必要になります。

- ① 講習は講習機関が実施します。講習内容は、**講義と実習※**（各4時間以上）となります。  
講習修了後には、**修了試験に合格※**しなければなりません。  
※小型旅客船（海上タクシー）や遊漁船の船長としての3ヶ月以上の乗船履歴がある場合は、実習を免除できます。  
修了試験不合格の場合は、合格するまで補講と再試験をうける必要があります。

- ② 沿海区域以遠（平水区域以外）で船長業務を行う場合には、免許申請時に一定期間の乗船履歴証明書※を提出する必要があります。

※沿海区域以遠を航行する総トン数200トン未満の船舶に船長、航海士、甲板部員として1年以上乗船した履歴。  
乗船履歴が1年以上ない場合は、平水区域でのみ船長業務が可能な限定免許証が交付されます。

- ③ 移行期間内に講習の受講と免許申請を行わない場合、**特定操縦免許**は抹消されます。  
※移行期間後についても①・②の手続きを行えば、新たに特定操縦免許が付与されます。

## 4. 20トン未満の船舶に新たに乗り組む乗組員を対象とした教育訓練、確認テスト及び効果測定の実施とその内容についての記録が義務づけられます。

- ① 訓練は、「座学相当（講義）」と「実船実水訓練（実技）」の2部構成。
- ② 離岸からの距離、航行時間及び水温条件によって分類されるグループごとに訓練時間・回数などの条件が異なります。
- ③ 実船実水訓練は、できる限り運航シーズンを通して万遍なく実施する必要があります。
- ④ 実船実水訓練は安全に支障の無い範囲であれば営業運航中でも可能ですが、船員法で定められている定員には含めることはできません。
- ⑤ 航路の追加、使用船舶の変更・追加があった場合でも教育訓練と記録は必要です。

※訓練の内容等については、国土交通省が作成した「ガイドライン」「教材ひな形」を参照のこと。

ガイドライン：<https://milt.go.jp/maritime/content/001731513.pdf>

教材ひな形：<https://milt.go.jp/maritime/content/001731256.pdf>

ガイドライン（全46ページ）



教材ひな形（全224ページ）



### 特定教育訓練における各グループの条件（沖縄県内海域）

	離岸からの距離	航行時間	水温
グループ2	5海里以遠	2時間超え	15°C以上
グループ3	5海里以遠	2時間以内	15°C以上
グループ4	5海里未満	2時間超え	15°C以上
	平水区域のみを航行する		

各グループごとの訓練内容			グループ2				グループ3				グループ4											
訓練項目	訓練項目	訓練項目	船候	長補	甲板員候	甲板員補	その他候	船候	長補	甲板員候	甲板員補	その他候	船候	長補	甲板員候	甲板員補	その他候	船候	長補	甲板員候	甲板員補	その他候
講義	気象・水象及び危険箇所		40時間以上	20時間以上	5時間以上	20時間以上	8時間以上	5時間以上														
	航行する水域における適用法令																					
	運航基準																					
	故障、火災、衝突、座礁及び浸水時の対応並びに手順																					
	落水・傷病対応																					
	避難、航行経路からの離脱、救命設備																					
実技	運航可否判断		30回以上	15回以上	1回以上	15回以上	5回以上	1回以上														
	発航前検査																					
	出入港作業																					
	離着桟及び操船																					
	見張り、航海計器、業務連絡																					
	避難、航行経路からの離脱、救命設備																					

※グループ2の船長候補については、「講義」の前に一定期間、概ね同じ航路での乗組み経験が原則として必要。

グループ2の船長候補の訓練は、①乗組み⇒②確認テスト⇒③講義⇒④実技⇒⑤効果測定⇒⑥船舶所有者確認の順、その他に訓練については、①講義⇒②実技⇒③効果測定⇒④船舶所有者確認の順に実施する。

## 5. 船客傷害賠償責任保険の限度額の引き上げと加入している保険の内容について公表が必要になります（令和6年10月～）

- ① 令和6年10月1日以降に船客傷害賠償責任保険の更新を行う際には、旅客1人あたりの賠償限度額を3,000万円から**5,000万円**に引き上げる必要があります。
- ② 加入している保険に関する内容の公表が義務化されます。  
公表は、船舶、事務所（窓口）やホームページへの掲載などで行って下さい。

## 6. 旅客名簿の作成が必要となる区域が拡大されます。 旅客名簿を備置する場所が船内から陸上に変わります。

- ① 沿海区域を航行し、**所要時間50分以上の区間**がある場合には、旅客名簿の作成と陸上での保管が必要となります。作成は紙、電子媒体いずれも可能です。
- ② 作成した名簿は、航海が終了した日から1年間保存が必要です。

航行区域	平水区域	沿海・近海区域	
作成・備置の有無	義務なし	① 航路上に所要時間に <b>50分以上の区間</b> がある	義務あり
		② 航路上の所要時間は50分未満	義務なし

## 7. 法令違反があった場合の行政処分等について違反点数制度を導入されます。

- ① 法令違反があった場合には、その内容により付与される違反点数の累積によって行政処分等を行います。行政処分等は下表の内容となります。
- ② 付与される違反点数は、違反内容と事業者の行政処分等の状況によって異なります。

処 分 の 種 類	累 計 違反点数
① 勧告処分（文書による通知）	-
② 警告処分（文書による通知）	1～15点
③ 輸送の安全確保に関する命令	
④ 船舶、係留施設その他の輸送施設の使用停止命令	16点以上 (行政処分)
⑤ 事業の停止命令	
⑥ 事業許可の取消処分	

※事業の届出に関することや安全管理規程の届出の内容と違いかないか確認を行って下さい。  
違いがある場合には、変更の届出を必ず行って下さい。  
そのままにしておきますと違反となり、違反点数制度の対象となる可能性があります。

## 8. 船舶の安全設備が義務化されます。

- ① 法定の無線設備の積み付けが必要になります。
- ② 海難発生時に位置情報を発信する装置の積み付けが必要になります。
- ③ 船舶によっては、改良型救命いかだ等の積み付けが必要になります。

① 無 線 設 備	旅客定員13人以上の旅 客 船	旅客定員12人以下の船舶 (遊漁船をのぞく)
・湖川港内 (琵琶湖を除く)		不 要
・平水区域 (上記以外)		業務用無線設備、衛星電話又は携帯電話のいずれか
・2時間限定沿海		
・沿岸5海里		業務用無線設備、衛星電話のいずれか
・沿海区域(制限なし)		

**積付け期限：適用日以降最初に迎える中間検査又は定期検査まで**

旅客定員13人以上の旅客船の適用日：令和6年4月1日

旅客定員12人以下の船舶（遊漁船を除く）の適用日：令和7年4月1日

- 携帯電話を無線設備にする場合は、航行する区間全てで電波が通じることと、船舶検査証書上の航行区域が平水区域に変更する必要があります。  
また、事業の届出に関しても見直しが必要になる場合もあります。

☆業務用無線設備（VHF無線電話、MF無線電話等）を搭載する際の注意点

- ・導入する場合には、通信の相手方として海岸局が必要となります。
- ・利用にあたっては、無線局免許が必要になります。
- ・操作するには、無線従事者免許が必要となります。  
無線局免許、無線従事者免許については、総務省の「電波利用ホームページ」で確認いただけ、下記の連絡先にお問い合わせ下さい。

電波利用ホームページ



総務省 沖縄総合通信事務所

無線通信課 航空海上担当 Tel 098-865-2305

② 非常用位置発信等 発信装置	旅客定員13人以上の旅 客 船	旅客定員12人以下の船舶 (遊漁船をのぞく)
・平水区域	不 要	500トン未満は不要
・2時間限定沿海 ・瀬戸内海 ・沿岸5海里		総トン数500トン以上の船舶は既にAISの積付けが義務 <b>総トン数500トン未満の船舶についても対象に追加</b>
・沿海区域(制限なし)	適 用 濟	長さ12m以上は適用済 <b>長さ12m以下も対象に追加</b>

**積付け対象設備 新型EPIRB又はAIS(簡易型を含む)**

**積付け期限：適用日以降最初に迎える定期検査まで**

旅客定員13人以上の旅客船の適用日：令和6年4月1日

旅客定員12人以下の船舶（遊漁船を除く）の適用日：令和7年4月1日

改良型救命いかだ等の搭載については、「航行区域」、「航行する水域の最低水温」のほか該当する特例によって搭載の有無が決まります。

沖縄県内の水域は最低水温が比較的高めのため、下表の取扱いになります。

③改良型救命 いかだ等	旅客定員13人以上の 旅 客 船	旅客定員12人以下の船舶 (遊漁船をのぞく)
・河川、港内、湖	不	要
・平水区域	不	要
・2時間限定沿海	改良型救命いかだ又は改良型内部収納型救命浮器 ◎最低水温20度未満の水域を航行する場合 (全通水密甲板を有する場合は15度未満)に限る	
・沿岸5海里 (20トン未満のみ)	改良型救命いかだ又は改良型内部収納型救命浮器 ◎最低水温20度未満の水域を航行する場合 (全通水密甲板を有する場合は15度未満)に限る	
・沿海区域 (制限なし)	20トン未満の船舶は、 改良型救命いかだ又は改良型内部収納型救命浮器 ◎最低水温20度未満の水域を航行する場合 (全通水密甲板を有する場合は15度未満)に限る	
・沿海区域 (制限なし)	20トン以上の船舶は、改良型救命いかだ又は救命艇	
・近海以遠	20トン未満の船舶は、改良型救命いかだ 20トン以上の船舶は、改良型救命いかだ又は救命艇	

※搭載を不要とする特例条件（下記の要件のいずれかを満たせる場合のみ）

- ・最低水温が基準を下まわる時期については航行を行わない
- ・対象船より最大搭載人員が多い船舶が伴走する場合（伴走船は旅客なし、複数隻可）
- ・航行する母港から5海里以内しか航行しない場合
- ・事故通報後30分以内に現場到着可能な船舶を配備する場合  
ただし、対象船より最大搭載人員が多いこと（複数隻可）

その他、特例事項については、追加を検討中です。

積付け期限： 現 在 檢 討 中

### ●海域早見マップ

<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1WYfuPDnW5An1eBwm2ioTB527IQijz3I&ll=43.56771313773433%2C145.02933150114376&z=6>

### ●水温早見表 <https://www.mlit.go.jp/maritime/content/hayami.pdf>

### ●水温一覧表 <https://www.mlit.go.jp/maritime/content/ichiran.pdf>



## 9. ま と め (チェックリスト)

安全運航を続けていただくためにお手元の「**安全管理規程**」などに記載している内容について確認を行って下さい。  
また、下記の項目について自己チェックをして下さい。

項 目 (内 容)
使用している船舶、航路に変更はない
船客傷害賠償責任保険に加入している
安全管理規程を船と事務所に置いている
安全運航のための取組目標を決めている
運航中、常に陸上の連絡先と連絡がとれる状態にしている
出港前に必ず船舶全体を点検して結果も記録している
出航前に必ず航路の気象・海象を調べている
出航前に必ずアルコール検査をして結果も記録している
乗下船の作業を「安全管理規程」の内容どおりに行っている
欠航するときにはその理由を記録している
運航している船舶の運航基準・速力基準を把握している
着岸前に機関の後進テストを必ずしている
旅客に対する遵守事項を船に掲示している
安全管理規程に書いている「事故等」を起こした事はない
「事故等」が起きたときの連絡先は日頃から確認している
安全運航のための情報収集を日頃から行っている
「事故等」が起きた際の訓練（通報連絡など）を行ったことがある

◎自己チェックの結果、「×」がついた項目については早急に改善（対応）が必要です。

### 【問い合わせ先】

〒 900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号  
那覇第二地方合同庁舎2号館5階  
沖縄総合事務局運輸部

- |       |                |              |
|-------|----------------|--------------|
| 1、5、6 | に関すること：総務運航課   | 098-866-1836 |
| 3、4、8 | に関すること：船舶船員課   | 098-866-1838 |
| 2、7、9 | に関すること：運航労務監理官 | 098-866-1839 |
| 8     | に関すること：海事技術専門官 | 098-866-1839 |